

韓米FTAから見えるTPPの論点

1 TPPと韓米FTA

日本は2011年11月ハワイで開かれたアジア太平洋経済協力会議(APEC)に合わせて、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)の交渉参加へ向けた各国との協議に入った。同じ2011年11月韓米FTAが交渉合意から4年半の紆余曲折を経て韓国で批准された。10月にはアメリカでも批准されており、韓国ではいまだ根強い反対もあるが、2012年1月に韓米FTAは発効する予定である。TPPは多国間、韓米FTAは二国間という違いはあるが、どちらもアメリカが主導し、アジア太平洋地域での自由貿易体制をめざすものである。また、その内容も図表1のとおりほぼ一致しており、関税の引き下げだけでなく、関税以外の規制緩和や制度変更まで含んでいる。そこで、本稿では、韓米FTAを参照しながら、特に関税以外の自由化に着目してTPPで何が論点となっているかを明らかにしたい。

図表1 TPPの作業部会と韓米FTAの章の構成比較

TPP 作業部会	韓米FTA 章
物品市場アクセス	第2章 第4章 第3章 第5章 医薬品、医療機器
工業	
繊維・衣料品	
農業	
—	
原産地規則	第6章
貿易円滑化	第7章
衛生・植物検疫	第8章
貿易の技術的障害	第9章
貿易救済(セーフガード等)	第10章
政府調達	第17章
知的財産権	第18章
競争政策	第16章
サービス	第12章 — 第13章 第14章
越境サービス	
商用関係者の移動	
金融サービス	
電気通信サービス	
電子商取引	第15章
投資	第11章
環境	第20章
労働	第19章
—	第21章 透明性
制度的事項	第22章
紛争解決	第22章
協力	—
分野横断的事項	—

出所:日本貿易振興機構「韓米FTAを読む」および外務省HPより
共立総合研究所にて作成

2 TPP交渉の注目点

ここではTPP交渉の中でも注目すべき点を(1)アメリカ主導のアジア太平洋自由貿易圏、(2)交渉開始の条件、(3)関税の引き下げ以外の自由化、(4)交渉・批准の見通しの4項目に分けて取り上げる。

(1) アメリカ主導のアジア太平洋自由貿易圏

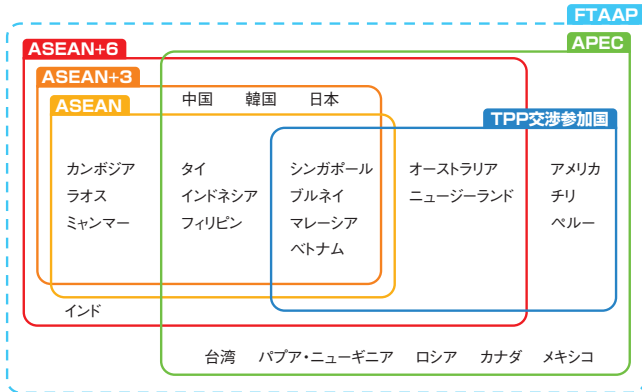
2008年、アメリカはTPP交渉への参加を表明した。これによりTPPの世界経済の中における位置づけも、内容も大きく変わった。それまでのTPPは、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの小国間の協定だった。そのTPPをアメリカはアジア太平洋地域における長期目標であるアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)形成へ至るステップと位置づけた(図表2)。FTAAP形成を目指す動きには、TPPの他にもASEANを中心とした自由貿易圏ASEAN+3やASEAN+6を作る動きもある。こうした動きの一環として、2011年11月東アジアサミットではASEANを中心とした自由貿易圏の拡大について政府間協議を始めることが合意された。しかし、こうした動きに参加していないアメリカは、TPPを推進することで自国を中心としたFTAAP形成へつなげるねらいがある。

TPPには参加国全員の同意があれば後からの加入が可能となる条項が定められており、アメリカはこの条項を使ってアジア太平洋諸国が順次加入することを想定している。アメリカは今後、アジア太平洋諸国との自由貿易交渉では二国間交渉よりもTPP交渉を優先するとしている。例えば、マレーシアはアメリカがTPP交渉参加を表明する以前からアメリカと二国間でFTA交渉をしていたが、アメリカがTPP交渉を優先するため、TPP交渉へ参加することを決定した。2011年11月のAPECではカナダ、メキシコが交渉参加を表明し、さらにフィリピンやパプアニューギニアなどが交渉参加を検討していることが明らかになった。

(2) 交渉開始の条件

韓米FTAではアメリカは韓国に両国間の従来からの

図表2 TPPとASEAN、APEC加盟国のグループ図



出所:各種資料より共立総合研究所にて作成

経済問題のうち4大前提条件と呼ばれる次の事項への取り組みを交渉前に求めた(図表3)。

- ①アメリカ産牛肉の輸入再開
- ②韓国内映画館に義務付けられた韓国映画の上映日数の緩和
- ③薬価制度の改定
- ④自動車排ガス規制緩和

TPP交渉参加の事前協議でもアメリカは日米間の懸案事項への対応を求めていることが明らかとなった。これまでのところ、アメリカは牛肉の輸入規制の緩和や日本郵政グループ会社と民間企業との競争条件の対等化、自動車市場の開放を挙げている。これ以外にも日本は従来から経済問題でアメリカからさまざまな要求を受けている。例えば、2011年2月に開かれた「日米経済調和対話」ではアメリカから図表3の「交渉開始条件」にあるような広範な改革要求が出された。これらの要求は2001年より毎年行われてきた「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」などの日米経済交渉でも何度も取り上げられてきた。

今後、TPP交渉とは別であってもこれまでの日米間の経済交渉の懸案事項に関してさまざまな動きが出てくるだろう。例えば、日本政府はTPP交渉へ向けた事前協議に入る前の2011年10月にアメリカ産牛肉の輸入規制の緩和を検討し始めている。報道によれば、これまで月齢20ヶ月未満としていた輸入制限を30ヶ月未満に緩和することを検討している。

TPP交渉は多国間協議であり、そこで従来からの日米二国間の懸案事項がそのまま個別に交渉される可能性は低いかもしれない。しかし、一般的な規定としてTPP交渉で議論されることは考える。例えば、競争分野の規定では、アメリカは国有企業が民間企業との競争で優位になるような措置を

参考 略称一覧

APEC	アジア太平洋経済協力会議
ASEAN	東南アジア諸国連合
ASEAN+3	アセアン諸国に日本、中国、韓国を加えた枠組
ASEAN+6	アセアン諸国に日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドを加えた枠組
EPA	経済連携協定。日本政府が結ぶ自由貿易協定(FTA)。貿易だけでなく、投資や人の移動、経済協力なども含む
FTA	自由貿易協定。物品貿易だけでなく、サービス、投資、知的財産保護なども含むようになってきている
FTAAP	アジア太平洋自由貿易圏
TRIPS	知的財産権の貿易関連の側面に関する協定
WTO	世界貿易機関

出所:各種資料より共立総合研究所にて作成

禁止するように求めていると言われている。ベトナムやマレーシアなどの国有企業が対象と考えられているが、日本の郵政改革との関連で日本郵政各社と民間企業との対等な競争条件の確立などが問題になるとも指摘されている。

また、日米懸案事項への取り組み以外にも日本がTPP交渉へ参加する条件として、TPP交渉に既に参加している各国の承認が必要である。2011年11月APECで交渉参加を表明したカナダは以前に一度、交渉参加を認められなかったことがあると言われている。さらに、多くの国では政府が日本の交渉参加を承認できるが、アメリカでは通商交渉に入る場合には政府が議会に通知し、議会の承認を得る必要がある。この手続きに最短でも90日かかるため、日本のTPP交渉への実際の参加は早くても2012年の3月以降と見られている。

(3) 関税の引き下げ以外の自由化

貿易の自由化というと関税の引き下げだけが注目されるが韓米FTAにも見られるとおり、近年は関税以外の規制緩和や制度変更なども主要な自由化措置となっている。TPPでも関税の引き下げ以外にさまざまな自由化措置が交渉されている(図表3)。

A.自動車

韓米FTAでは関税撤廃だけではアメリカからの自動車輸入が大きく増えることは期待できないため、関税撤廃とともに、韓国内における自動車に関する税制や安全基準、環境基準などを図表3にあるとおりアメリカ車の特性を勘案したものに変更した。

TPP交渉でも日本の自動車輸入については関税が既に0%であることから、アメリカは関税以外の措置を求めて

図表3 韓米FTAとTPPとのポイント比較

	韓米FTA	TPP
交渉開始条件	<ul style="list-style-type: none"> 4大前提条件をアメリカが韓国に要求 <ul style="list-style-type: none"> ①アメリカ産牛肉の輸入再開 月齢30ヶ月未満の骨なし肉のみ ②スクリーニングウォーター（韓国映画の上映義務）緩和 年間146日→73日 ③薬価制度の改定 アメリカの主張も入れた新しい制度 ④自動車の規制緩和 排ガス規制の適用を2年間猶予 	<ul style="list-style-type: none"> 日米経済調和对話など日米経済交渉でのアメリカの広範な要求 アメリカ産牛肉の輸入規制緩和 月齢20ヶ月未満の骨なし・骨付き肉→月齢30ヶ月未満へ 検討中 他にも、情報通信分野の規制緩和・競争促進、 知的財産権の保護強化、 簡保や共済と民間保険との競争条件公平化、 農業の表示規格の国際基準との整合化、 医薬品に関する各種制度の改正、など
A.自動車	<ul style="list-style-type: none"> 関税撤廃（2006年交渉合意→2010年再交渉） アメリカ側乗用車：現行2.5%を即時0%→5年後0%へ延期 トラック：現行25%を10年後0% 韓国側乗用車・トラック：現行8%を即時0%→即時4%、5年後0%へ延期 関税以外 韓国での大型車への自動車税率引き下げ 韓国での安全基準審査を免除 アメリカの安全基準を満たす自動車（2万5千台上限） アメリカは特別のセーフガードを設定 	<ul style="list-style-type: none"> 関税撤廃 日本 既に0% マレーシア、ベトナムと日本のEPAでは関税は高いまま 関税以外 米豪FTAでオーストラリアは中古自動車への現行規制を維持
B.牛肉	<ul style="list-style-type: none"> 協定そのものでは規定なし 2006年（前提条件への対応）輸入再開：月齢30ヶ月未満の骨なし肉のみ 2008年（交渉中の口頭での約束への対応）輸入条件の緩和：月齢30ヶ月未満の骨なし肉、骨付き肉、内臓のみ その他 牛肉輸入に関する韓国の以下の衛生基準を緩和 <ul style="list-style-type: none"> ①韓国向け牛肉を処理すると畜場に関する基準変更、 ②放射線や紫外線で処理した牛肉の韓国への輸入解禁 	<ul style="list-style-type: none"> TPP交渉とは別に、日本がアメリカ産牛肉の輸入条件の緩和を検討 米豪FTAでアメリカは18年後に関税撤廃 ニュージーランド産牛肉への関税割当の適用維持をアメリカ業界団体は要望
C.コメと その他農産物	<ul style="list-style-type: none"> 韓国はコメを例外品目とする 韓国はコメ以外の農産物は原則関税撤廃 自由化の規模やスピードはできるだけ緩和 例えば、セーフガードの設定、関税割当の適用、関税撤廃スケジュールの長期化、など 	<ul style="list-style-type: none"> 原則すべての関税を撤廃 ただし、日本はコメを例外品目とした アメリカは米豪FTAの砂糖、乳製品の例外品目扱いを維持したい カナダは乳製品をめぐってかつて一度、交渉参加を認められず
D.繊維・衣料品	<ul style="list-style-type: none"> 厳格な原産地規則、ヤーン・フォワードを適用 アメリカは特別のセーフガードを設定 	<ul style="list-style-type: none"> アメリカがヤーン・フォワードの適用を主張 アメリカが特別のセーフガードの設定を主張
E.医薬品・ 医療機器	<ul style="list-style-type: none"> 韓国の薬価制度がアメリカの製薬会社に不利にならないように制度改正 新薬開発の知的財産権の保護を厳格化→ジェネリック医薬品に制限的 	<ul style="list-style-type: none"> ニュージーランドの薬価制度の改正をアメリカが主張 米豪FTAではオーストラリアの薬価算定に製薬会社の申し立てを制度化 新薬開発の知的財産権の保護厳格化をアメリカが主張
F.サービス貿易	<ul style="list-style-type: none"> ネガティブリスト方式を採用 「越境サービス」、「金融サービス」、「電気通信サービス」3つの章で自由化を規定 法務・財務・税務の専門サービスでの段階的自由化、郵便保険、共済の民間保険との競争公平化、 金融サービスの越境業務の規制緩和、など 	<ul style="list-style-type: none"> ネガティブリスト方式で交渉 「越境サービス」、「金融サービス」、「電気通信サービス」、「商用関係者の移動」の 4つの作業部会で交渉
G.投資	<ul style="list-style-type: none"> ネガティブリスト方式を採用 国家と投資家間の紛争解決手続き 投資家を国を相手に国際仲裁機関に提訴可能 	<ul style="list-style-type: none"> ネガティブリスト方式で交渉 国家と投資家間の紛争解決手続き アメリカ賛成、ニュージーランド、オーストラリア反対 日本の既存のEPAには規定あり
H.知的財産権	<ul style="list-style-type: none"> アメリカの国内法の水準 TRIPS協定を上回る保護水準 	<ul style="list-style-type: none"> アメリカが保護の強化を主張 TRIPS協定を上回る保護水準とするか交渉中
I.環境と労働	<ul style="list-style-type: none"> 協定の合意・署名後にアメリカの要求で追加 	<ul style="list-style-type: none"> アメリカ、ニュージーランド、オーストラリアが推進 ペルーやチリ、ベトナム、マレーシアで実効的な規定とできるかが課題

出所：日本貿易振興機構「韓米FTAを読む」、奥田聡「韓国のFTA」およびTPPに関する各種資料より共立総合研究所にて作成

くると思われる。例えば、韓米FTAと同様、税制や環境基準、安全基準などをTPP参加国間で調整、相互承認、統一化することなどが考えられる。

ただし、TPP交渉は二国間交渉ではないことから必ずしもアメリカの主張が全て通るとは限らない。例えば、オーストラリアは米豪FTAで中古自動車の輸入を制限している。また、ベトナムやマレーシアは日本とのEPAでは自動車を関税撤廃の例外品目としている。アメリカも韓米FTAの2010年の再交渉で乗用車関税の撤廃を発効後即時から5年後に延期している。

このような各国の事情からTPPでも関税の段階的な引き下げや例外品目扱いなどが合意される可能性があり、日本にとって見逃せない論点である。

B.牛肉

韓米FTAでは狂牛病に関連するアメリカ産牛肉の輸入規制が協定には含まれていないにもかかわらず、交渉の大

きな争点となった。牛肉の輸入規制に関しての交渉が難航し、一時はFTA交渉全体がその影響で停滞することも懸念された。牛肉の輸入規制については韓国内で大きな混乱を引き起こしたが図表3にあるとおり緩和された。

日本でも、アメリカ産牛肉の輸入規制をめぐってはアメリカ側から再三にわたり緩和を要求されている。例えば、直近では野田首相とオバマ大統領との2011年9月の初会談、11月のAPECでの2度目の会談、いずれの場でも規制緩和が求められた。

一方、TPP交渉ではニュージーランド産牛肉に対するアメリカの輸入制限措置の撤廃にアメリカ国内で反対の声があり、また、米豪FTAでは牛肉の自由化は18年かけて行うこととなっている。こうした事情からTPPで牛肉の自由化に関して合意される規定がどうなるのかは不透明な状況である。いずれにしてもTPP交渉は日本の牛肉輸入にとって大きな影響を及ぼすことになるだろう。

C. コメとその他農産物

韓米FTAではコメは最終段階で例外品目扱いとすることが決まった。交渉では最終段階まで議題にされず、当初の予想とは裏腹にあまり議論されずに合意に達した。その経緯から、アメリカが交渉カードとして温存し、他の懸案事項での譲歩を引き出すのに使ったのではないとも言われている。コメとは対照的に他の農産物は原則すべて自由化することになった。そのため韓国はセーフ・ガードや関税割当、関税撤廃スケジュールの長期化などあらゆる手段で農産物自由化の規模やスピードをできる限り緩和させている。

日本もコメの例外品目扱いだけに注力するのではなく、その他の農産物をどう交渉するのか、韓米FTAの交渉を参考に戦略的に考えなければ、コメ以外はすべて自由化ということになる可能性もある。TPPでは、交渉相手となる農産物輸出国はアメリカだけでなく、オーストラリア、ニュージーランドも含まれる。これら3カ国と一緒に日本に農産物市場の自由化を迫るということも考えられる。

ただし、日本が一方的に農産物市場の開放を要求されるよりも、農産物輸出国である3カ国間の関係から、農産物交渉は難航する可能性もある。農産物輸出国である3カ国はお互いに競合する農産物に関してはそれぞれの国内市場をできるだけ守るように交渉している。

例えば、米豪FTAでは乳製品、砂糖などを例外措置の品目とし、牛肉の自由化は18年かけて行われる。また、ニュージーランド産牛肉をめぐるのはアメリカ国内で輸入制限措置の継続を望む声強い。カナダが以前に一度交渉参加を認められなかったのは同国の乳製品の扱いからと言われている。

現在のTPP交渉ではアメリカは米豪FTAで例外とした砂糖や乳製品などの扱いを温存するため、TPP交渉参加国間で既に結んだFTAをそのまま維持し、FTAを締結していない国の間で交渉を行い、既存のFTAに加えるという方式を主張している。一方、オーストラリア、ニュージーランドは既存のFTAも含めて統一交渉を行い、統一した協定を結ぶという方式を主張している。

このような農産物輸出国3カ国間の交渉が日本の農産物

市場の自由化にどのように影響するのかを日本は注視する必要がある。

D. 繊維・衣料品

繊維・衣料品は韓米FTAでは独立の章で規定されている重要な品目であり、TPP交渉でも独立した作業部会が設けられている。アメリカにとっては重要品目であることから韓米FTAと同様に、TPPでも厳しい原産地規則と特別のセーフ・ガードが設定されると思われる。原産地規則ではアメリカが韓米FTAでも設定しているヤーン・フォワードの適用を主張している。ヤーン・フォワードとは、自由化の対象となる繊維・衣料品の原糸そのものがTPP参加国産でなければならないという厳しい原産地規則である。例えば、TPPに参加していない国の原糸を使った生地からベトナムで作られた衣料品はベトナム製として輸出することができない。

日系企業がベトナムなどで縫製加工をし、アメリカなどへ輸出する場合、この原産地規則に従って糸や生地の調達先に気をつけなければならなくなるなど、日本にとっても影響のあるポイントである。

E. 医薬品・医療機器

医薬品・医療機器も韓米FTAでは独立の章で規定されており、TPP交渉でも重要な交渉項目の一つである。争点の一つは公的薬価算定の制度と見られている。韓米FTA

参考 FTA用語解説

関税割当	一定数量までの輸入は無税もしくは低税率（一次税率）の関税を適用し、それを越える分については高い関税（二次税率）を適用することで国内生産者を保護する仕組み。
原産地規則	物品の原産地（＝国籍）を判定するルール。関税の適用にあたって、FTAなどの優遇関税が適用されるかが原産地によって分かれる場合に原産地を判定する基準となる。
セーフガード	緊急輸入制限措置。関税撤廃などで特定の品目の輸入が急増し、国内産業に重大な損害を与えていることが認められた場合に、緊急避難的措置として輸入を一定制限すること。事前に輸入を制限する条件などを決めておく。
内国民待遇	自国民と同様の権利を相手国の国民や企業に対しても保障すること
ネガティブリスト	原則すべて自由化とし例外を留保表に書き込む方式。逆に原則禁止、自由化するものだけを譲許表に書き込むのがポジティブリスト。
批准	FTAなどの国際条約が最終的に効力を持つために必要な国内手続き。FTAは交渉→合意・署名→批准・署名→発効というプロセスを経て効力を持つ。

出所：各種資料より共立総合研究所にて作成

では薬価制度をめぐるアメリカは自国の製薬会社が不利益を被らない制度を求めた。オーストラリアも同じような薬価制度を持ち、米豪FTAでは同制度について製薬会社からの異議申し立てを認める規定が盛り込まれるとともに、両国政府による医薬品作業部会が設置された。アメリカはTPP交渉でも同様の主張をしていると言われている。

また、知的財産権に関しても新薬開発の特許権が争点となっている。アメリカは自国企業が競争力をもつ新薬開発の分野に特に力を入れている。

日本にとっても新薬の開発とジェネリック医薬品の普及とのバランスは課題であり、この分野での規定が今後の日本の国内制度に対しても大きな影響を与えるだろう。

F. サービス貿易

韓米FTAではサービス貿易は①越境サービス、②金融サービス、③電気通信サービスの3つの分野にわけて規定されている。TPPの作業部会ではさらに④商用関係者の移動が追加され、4つになっている。これはビジネス目的の出張や駐在の際のビザ手続きなどの簡素化や受け入れ拡大に関する規定である。

韓米FTAで商用関係者の移動に関する規定がないのはアメリカ通商代表部に交渉権限がないとしてアメリカがまったく交渉に応じなかったためである。TPP交渉でもアメリカは消極的のようだが、その他の交渉参加国は積極的にこれを要求している。

その他の3つの分野はいずれも、アメリカは自国企業が競争力を持つ分野であり自由化に積極的である。TPPでは、原則自由とし留保項目を明確化するネガティブリスト方式が採用される見込みである。

特に金融分野では、韓米FTAに規定されたような一層の自由化をアメリカは主張している。韓米FTAでも協定に盛り込まれた簡保や共済などと民間保険との対等な競争条件の確保規定が日本にとっては課題となるだろう。

G. 投資

韓米FTAでは投資自由化の中で「国家と投資家の間

の紛争解決手続」規定が盛り込まれている。この規定は、外国投資家による事業活動に対して課された規制が適正か不当かをめぐってその投資家と投資受入国政府との間で主張が相違した場合にその国の国内裁判手続きではなく、国際仲裁機関に提訴することを認めるものである。

TPPでもアメリカはこの規定を盛り込むことを主張している。一方、オーストラリア・ニュージーランドは訴えられるリスクを回避するため反対していると言われている。米豪FTAではこの規定は含まれていない。

日本がこれまでに結んだ全てのEPAでこの規定は含まれているが、これまでのところ、日本が訴えられたケースはまだない。逆に日系企業が投資先の国の政府を相手に仲裁裁判に提訴した例はわずかながらある。

また、韓米FTAでは投資許可前の段階でも外資企業へ内国民待遇を与えることなどが規定されており、TPPでもどの程度まで自由化を規定するかが争点である。

投資に関する規定により、海外への日系企業の進出がよりしやすくなる一方、日本はこれまで外資企業が参入しにくいと言われており、国内では一層の規制緩和などが求められるなどの影響があるだろう。

H. 知的財産権

韓米FTAではアメリカ国内法にほぼ準拠し、国際的な基準となっているWTOにおいて知的所有権を規定したTRIPS協定以上の保護を規定している。例えば、①著作権の保護期間の70年間への延長、②音声やにおいの商標対象化、③不合理な遅延により縮小する特許存続期間の延長、④権利消尽を認めず並行輸入を禁止すること、などである。

TPP交渉でも知的財産権の分野ではその保護規定をTRIPS協定に準拠させるのか、それ以上の知的所有権保護を規定するのかが争点となっている。アメリカは韓米FTAと同じく、アメリカ国内法に準拠するようにTRIPS協定以上の保護を主張している。

日本にとっては海外での模倣品や海賊版に対して知的財産権が守られる一方、国内の制度との整合性が課題となる。

I.環境と労働

韓米FTAでは交渉合意の直後にアメリカから再交渉で加えることを求められた規定である。この規定は環境や労働者を犠牲にした価格競争を規制するものである。

TPP交渉でもアメリカやニュージーランド、オーストラリアなどが重視する規定である。アメリカは民主党政権であり、オーストラリアも労働党政権であることから、求められる環境基準と労働基準は水準の高いものとなる可能性がある。一方でベトナムやマレーシア、チリ、ペルーなどの国での実効性を担保する仕組みが課題となるだろう。

日本にとって国内ではそれほど大きな影響はないかもしれないが、ベトナムやマレーシアなどの日系企業の現地工場では新たな対応を求められるなどの影響があるだろう。

(4) 交渉・批准の見通し

韓米FTAは貿易主要国同士のFTAであり、両国内での影響も大きく、国内合意のハードルが高かった。例えば、アメリカ国内での自動車と牛肉をめぐる業界からの不満は交渉合意後も続いた。韓国内でもアメリカ産牛肉の輸入再開をめぐる交渉合意後も混乱が広がった。

韓米FTAは2007年に合意したが、両国とも政権交代もあって国内批准手続きが大幅に遅れた。2010年末に新政権同士で再交渉が行われ、合意から4年半かかって2011年10月にアメリカが、11月に韓国が批准した。

TPP交渉に関しても、2012年はアメリカでは大統領選挙の年であり、一般的には貿易自由化はアメリカ国内で不人気のため、選挙の行方次第では交渉が遅れる可能性がある。しかし、オバマ大統領はTPPを輸出増加につながりアメリカ国内の雇用増加を実現するための戦略として推進している。2010年の一般教書演説で、オバマ大統領は国家通商構想National Export Initiativeを発表し、2015年までに輸出を倍増させ、200万人の雇用を創出する目標を立てている。この輸出促進の具体策としてTPPを進めており、アメリカは雇用対策の成果としてTPP交渉の成立に力を入れ、早期合意を目指す可能性もある。

また、2012年1月には韓米FTAが発効することで実際

の韓米FTAの経済効果、例えば、韓国へのアメリカ農産物輸出が増加するなどの成果があがれば、アメリカ国内でのTPP推進の機運も高まるだろう。

一方、アメリカ以外の参加国にとっては国内での対応や支持の確保に苦勞すると思われる。アメリカの輸出倍増とそれによる雇用創出の経済戦略は、裏返せば日本やアジア諸国など経常収支が黒字の国に内需拡大を促し、輸入を増やすように迫る戦略でもある。また、これまで見てきたとおり、関税以外の国内制度・規制の変更が求められる分野も多い。日本をはじめ各国の国内事情から国内対応・批准の見通しはそれほど明るくない。

3 農業以外でも日本国内での準備が必要

現在、日本ではTPPに関しては農業分野での対策がとかく注目されているが、農業以外の分野でも国内での対応がかなり必要とされるだろう。これまで述べてきたとおり、影響を受ける分野は農業だけでなく、自動車や医薬品などの製造業に加え、金融や通信などサービス業、さらに投資の分野にもわたる。また、関税撤廃だけでなく、自動車の環境規制や安全基準、薬価制度、金融における競争規制、知的財産権保護など国内の様々な制度に影響が及ぶ。

企業としても海外への進出機会が増えるとともに、国内での競争も激しくなる。様々な分野での関税や関税以外の制度変更に対応することが必要になるだろう。今後の交渉でTPPの規定が具体的にどのように決まっていくのか注視していきたい。

参考文献

- ・石川幸一「新しい協定となるTPP」『国際貿易と投資No.84 2011年夏号』(財)国際貿易投資研究所(2011年6月)
- ・馬田啓一「米国のTPP戦略と日本の対応」『国際貿易と投資No.85 2011年秋号』(財)国際貿易投資研究所(2011年9月)
- ・奥田聡「韓国のFTA」アジア経済研究所(2010年2月)
- ・日本貿易振興機構「韓米FTAを読む<海外調査シリーズNo.375>」(2008年3月)

(2011.11.30) 共立総合研究所 調査部 市来 圭